

質問 1 障がい者福祉について	答弁
<p>[1]共生型事業について</p> <p>1 市町村への周知について</p> <p>障害福祉計画の最終年度に当たり、課題とされた障がい者の就労支援や共生型事業を活用しての地域生活への移行については、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用した、いわゆる共生型事業について、恒久的な制度が図られることに期待をします。</p> <p>そこで、各自治体の取組状況についてですが、採択実績は10月の内示分までで、113件と件数についてはその実績を評価できますが、1自治体で6件実施している所もあり、市町村数では64市町にとどまっています。さらに、檜山地区、留萌地区においては実績がゼロの状況であると、周知の方法に問題があるのではないか危惧しています。自治体によっては、障がい者福祉担当と介護保険担当部署が違う場合もあり、この事業が介護保険担当部署だけに情報提供されているようなことがあるのではないのでしょうか、各自治体への周知は徹底しているのかお伺いいたします。</p> <p>2 事業所運営への支援について</p> <p>この共生型事業は、建設費の助成だけでは、目的を達成することがなかなか難しいです。高齢者や障がい者、児童との共生による事業運営が、なかなか困難であり、社会福祉法人の新規事業の参入や新規事業所のNPO法人化などの事業所形態と地域活動支援センター、小規模作業所、就労支援AやBの事業体制、ケアホーム・グループホームとしての自立支援費を活用した運営体制が可能な事業所へ向けた支援が必要と考えますが、知事の見解を伺います。</p>	<p>障がい者福祉に関しまして、共生型事業の市町村への周知についてでございますが、道では、広域的な北海道にあって、できるだけ身近な地域でサービスが受けられるよう高齢者の方々や障がいのある方々がともに利用するグループホームや交流の場を整備いたします共生型の事業の実施について、毎年、市町村の高齢者福祉担当部局に通知いたしますとともに、障がい福祉担当部局に対しましても、採択事例の紹介をするなどして、その活用を働きかけてきております。現在まで64の市や町の113か所で事業が行われているところでございます。</p> <p>道といたしましては、今後とも、市町村において本事業が取り込まれるよう、第3期北海道障がい福祉計画におきまして「共生型事業の推進」を基本方針として位置づけるとともに、本事業の周知に積極的に努めてまいりたいという考えでございます。</p> <p>共生型事業の運営への支援についてであります。道では、共生型事業の安定的な運営を図るため、その事業者に対し、「授産製品などの物品の販売や会費の徴収による独自財源の確保」、「介護保険法や障害者自立支援法によるサービス事業所の運営」、また「市町村や民間福祉財団等からの助成制度の活用」などにつきまして、助言を行うとともに相談に応じてきたところでございます。今後はこうした取組に加え、道内外の事業者が取り組んでいる様々な運営方法を紹介する事例集を作成・配布するなどして、共生型事業がより安定的に運営できるよう積極的に支援してまいりたいと考えております。</p>

[2]総合評価競争入札制度について

障がい者就労支援企業の認定事業所に対する入札優遇制度についてですが、制度が制定された平成 21 年度以降、保健福祉部や経済部での発注で総合評価で発注した件数は 4 件と低調であることが、先日の答弁ではっきりしたわけですが、たとえば、今年度の指定施設の除雪委託についても相変わらず一般競争入札で実施しています、総合評価方式による入札は発注から契約まで一般競争入札より時間がかかりますが、除雪業務などは事前に時間をかけることか可能な業務であります。

道のホームページのトップページから検索できる範囲で 11 月の状況だけでも、11 月 11 日告示の道立心身障害者総合相談所庁舎構内除排雪業務、11 月 16 日告示の道立旭川高等技術専門学院庁舎周囲除排雪業務が一般競争入札となっています。こうした業務について、総合評価方式による入札を実施すべきと思いますが、知事の見解を伺います

[再質問]

障がい者就労支援企業の認定事業所の入札についてですが、「全庁へ拡大に向けて検討を進める」との答弁でした。このことには期待します。しかし、この優遇措置の第一の目的は障がい者の雇用促進でありますから、今後、保健福祉部等の、一般競争入札での発注に対しても、入札参加の資格要件に「法に基づく、障がい者の法定雇用率が守られていること」を要件とするなども、検討してはどうでしょうか。これは指摘としますが、いずれの機会にただして行く思っていただけだと思います。

[3]障がい者虐待防止法について

障がい者虐待防止法が成立し、来年 10 月から市町村には虐待防止センターが、道には権利擁護センターの設置が義務化されます。道としては北海道の広域性などを配慮する必要があると考えますが、どのような体制での設置を検討しているのか、また、市町村の対応状況はどのようになっているのか現状につ

総合評価競争入札制度についてであります。道では、障がい者の法定雇用率など一定の要件を満たす企業を「障がい者就労支援企業」として認証するとともに、こうした認証企業の拡大を図るため、道の入札上の優遇措置として、総合評価競争入札制度を試行的に導入をしており、これまでに保健福祉部と経済部の出先機関における 4 件の庁舎清掃業務委託で、この制度を実施をいたしたところであります。この制度の全庁拡大に向けては、認証企業数が十分でない中で実施した場合の競争性、公平性の確保や入札する業務種別などの課題もあり、現在、庁内のワーキンググループにおいて、検討を進めているところであります。今後は、こうした検討結果などを踏まえ、北海道障がい者条例に基づく「北海道障がい者就労支援推進委員会」からの御意見もお伺いするなどして、総合評価競争入札制度がより多くの部局で実施されるよう努めてまいる考えであります。

障がい者虐待防止センターなどの設置についてであります。本年 6 月に交付された障がい者虐待防止法により、市町村においては、法が施工される来年 10 月までに、養護者や施設従事者などによる虐待の通報を受理をし、相談などに応じる「障害者虐待防止センター」の機能を確

<p>いての見解をお伺いいたします。</p>	<p>保することとされているところであり、道の調査によりますと、市町村では、政省令等が示されてからその対応を検討するとしているところがあります。一方、都道府県においては、雇用者による虐待の通報を受理するほか、市町村に対する助言などを行う「障がい者権利擁護センター」の機能を確保することとされており、道としては、広域な本道において、そのセンターの持つ機能を十分発揮できるようにするため、独自の仕組みづくりが必要と考えており、今後14の振興局にある虐待、権利擁護等を協議する地域づくり委員会の活用や関係機関との連携方法などについて検討するなどして、障がいのある方々の虐待防止体制づくりに向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。</p>
<p>[4]相談支援体制について</p> <p>1 相談支援体制について</p> <p>相談支援体制について伺いますが、つなぎ法及び総合福祉法においても相談支援の重要性が指摘されています。山間部や漁村など過疎地帯での人材確保が難しい市町村への支援について、道独自の施策を検討すべきと考えますが、知事の見解を伺います。</p> <p>2 地域づくりコーディネーターについて</p> <p>地域づくりコーディネーターが、全道各地に配置され、条例にも位置づけられている障がい者が暮らしやすい地域づくりに向けて活動していますが、今後の、地域の体制づくりも含め、その役割をさらに高めていく必要があると考えますが、知事の見解をお伺いいたします。</p>	<p>市町村の相談体制への支援についてでございますが、障がいのある方々の相談支援につきましては、身近な市町村において行うこととされており、道では、こうした市町村の相談支援事業が円滑に実施されますよう、社会福祉士、保健師等の必要な人材の確保に助成しているところでございます。また、北海道障がい者条例に基づき策定しました「地域づくりガイドライン」を活用しながら、各圏域に配置した地域づくりコーディネーターと連携し、市町村の相談支援体制の確保や地域のネットワークづくりなどについて助言を行っているところでありまして、今後とも、道といたしましては、こうした取組を通して、障がいのある方々がどこに住んでいても、必要な相談を受けられるよう、市町村の支援に積極的に努めてまいる考えでございます。</p> <p>地域づくりコーディネーターの役割についてでございますが、道が、各圏域に配置をしている地域づくりコーディネーターについては、市町村において、障がいのある方々の様々な相談に応じ、必要な情報の提供や助言ができるよう支援を行っているところであり、こうした中、障がい</p>

	<p>者自立支援法の改正や障がい者虐待防止法の制定などに伴い、市町村においては、来年度新たに、「基幹相談支援センター」や「障害者虐待防止センター」等を整備をし、地域の相談支援の中核的な役割を担うとともに、養護者等による虐待の通報を受理し相談に応じることとなったところであります。このため、道といたしましては、地域づくりコーディネーターを国の行う相談支援や虐待防止、権利擁護等の研修に派遣するなどして、その資質の向上を図り、市町村の新たなセンターの体制づくりや運営についても、より専門的な助言等が行えるよう努めてまいる考えであります。</p>
<p>[5]障がい児の高等養護学校卒業後の支援について</p> <p>障がい児の高等養護学校卒業後の支援について伺います、特に重度の心身障害のある方は、卒業後の行き場に困っている状況であります。そのため、短期入所の確保が重要となるわけですが、障がいの領域だけでは無く、高齢者施設を利用できる体制整備などに取り組むべきと考えますが、具体的な対策の検討はなされているのか、知事の見解をお伺いいたします。</p>	<p>重症心身障がいのある方々への支援についてであります。道では、障がい福祉計画に基づき、生活介護などの日中活動や、家族の負担軽減を図ります短期入所などの整備に努めてきておりまして、特別支援学校を卒業された重症心身障がいのある方々の多くは、こうしたサービスを利用しているところでございます。特に、医療的ケアが必要な重症心身障がいのある方々につきましては、できるだけ身近な地域で短期入所できることが必要なことから、介護老人保健施設や医療機関の受け入れについて、働きかけを行っているところでございます。道といたしましては、今後とも、老人保健施設協会など関係団体と連携し、医療的ケアを必要とする重症心身障がいのある方々の受入れが促進されるよう、取り組んでまいる考えでございます。</p>

質問 2 介護保険等について	答弁
<p>[1]小規模施設の整備等について</p> <p>介護保険などについてですが、平成21年度から3年間で小規模特養や認知症高齢者グループホームなど小規模施設整備のための介護保険基盤緊急整備等臨時特例交付金が今年度で終了します。第四期高齢者保健福祉計画・介護保険支援計画での小規模施設整備は、この交付金により一気に進んだと認識していますが、今後、市町村で検討している小規模施設の整備にあたっての財政支援について、引き続き何らかの形で助成が必要と考えますが、知事の見解を伺います。</p> <p>また、消防法施行令改正により平成23年度末までに、設置義務が生じた小規模施設のスプリンクラー設置について、障害者施設や高齢者施設での設置状況について、どのようになっているのか、伺います。</p>	<p>小規模な介護施設の整備についてであります。高齢化が急速に進行する中であって、高齢者の方々が住み慣れた地域で、必要な施設サービスを受けるためには、小規模な特別養護老人ホームなどの地域に根ざした施設を整備していくことが必要と考えてます。このため、道といたしましては、国の介護基盤緊急整備等臨時特例交付金による基金により、施設整備に努めてきたところでありますが、今年度で終了することから、来年度以降も財政支援を継続するよう、国に対して要望をしているところであります。また、自力避難が困難な方が多く入居する障がい者のケアホームや認知症高齢者のグループホームなどのうち、消防法施行令に基づきスプリンクラーの設置義務がある施設についても、本基金の活用などにより、整備を進めてきており、経過措置期間が終了する今年度末までに全ての施設において設置される予定となっているところであります。</p>
<p>[2]特別養護老人ホームのユニット化について</p> <p>昭和40年代後半から各自治体で建設された特別養護老人ホームについては、建設から40年程度経過している施設もあり、その改築に苦慮している社会福祉法人や市町村営の施設に対し、現行制度では改築にあたってユニット化が補助条件とされています。しかし、ユニット化は入所者負担の増額につながることから、引き続き入所できなくなる利用者が発生するという課題があるわけですが、利用者の個々の尊厳を考えればユニット化も必要とは思いますが、ユニット化後にも低所得者が引き続き入所し続けられる支援を国に対して要請すべきと考えますが、知事の見解を伺います。</p> <p>[再質問]</p> <p>特別養護老人ホーム等の老朽化に伴う改築にあたっての、ユニット化での問</p>	<p>特別養護老人ホームのユニット化についてであります。道では、できる限り家庭的な雰囲気の中で、入所者一人ひとりの意思と人格を尊重したケアを行うことが重要との考えから、特別養護老人ホームのユニット化を進めてまいってきたところであります。しかしながら、ユニット化は、利用者が家賃相当額を負担することとなることから、低所得者の方々においては、限度額の設定があるものの、多床室に比べ負担増となりますことから、利用をしない方もおられるところであります。道といたしましては、こうした高齢者の方々のニーズに配慮し、特別養護老人ホームの改築にあたっては、多床室を定員の30%まで可能とするとともに、低所得者がユニット型施設に入所できるよう負担額軽減制度の活</p>

<p>題についてですが、定員全体の30%まで、多床室を可能とするとの回答がありました。利用者のほとんどが、国民年金という地域など「地域の実情に合わせて」従来型居室との併用について、割合にこだわらない補助の仕組み作りを検討していただくよう指摘をさせていただきます。</p>	<p>用を社会福祉法人等に働きかけるほか、本年10月には、低所得者の方々への支援策の拡充について、国に対して、要望をしたところであり、今後とも高齢者の方々が特別養護老人ホームを利用できるよう取り組みを進めてまいります。</p>
<p>質問 3 子ども・子育て新システムについて</p>	<p>答弁</p>
<p>平成25年度から段階的に実施を目指すとしている子ども・子育て新システムに対する体制について伺います。7月29日に中間とりまとめが示された、子ども・子育て新システムは、必ずしも地域にあったシステムとは思わないわけですが、幼保一体化や保育料算定、道や市町村の財政システム、特にこども園指定施設など児童福祉行政の大転換となる制度改正が現実化されつつあります。その中で、問題があるところは国に意見反映をすることも必要と考えますが、そのための体制整備など道としての対応はできているのか、また市町村への情報提供などは徹底されているのか、知事の見解を伺います。</p>	<p>子ども・子育て新システムについてであります。国においては、本年7月に、子ども手当などの給付設計や幼保一元化を中心とした制度設計を内容とする「子ども・子育て新システム」に関する中間とりまとめを行い、費用負担の在り方や都道府県の役割などの課題について検討を進めているところであります。現在まで、具体的な内容が示されていないところであります。道といたしましては、今後とも、国の検討状況を注視しつつ、市町村に対して、適宜、情報提供を行うとともに、新システムの内容が固まり次第、その体制づくりなどについて検討して参りたいと考えております。</p>
<p>質問 4 子宮頸がんワクチン等への助成について</p>	<p>答弁</p>
<p>子宮頸がんワクチンとヒブ・肺炎球菌ワクチンの助成について伺います。子宮頸がんワクチンとヒブ・肺炎球菌ワクチンの接種の国の助成は今年度で終了します。国は当初から2カ年の期限付きの助成であることを通知していました。道は、平成23年度から予定していた市町村に対しても、平成22年度から前倒しでの実施を要請してきた経緯があります。ほとんどの自治体では、自己負担なしでの実施としていて、国の助成打ち切りは地方財政に大きな負担となってきます。とりわけ、子宮頸がんワクチンに対する、知事の思いは強いわけです。知事公約でもあることから、道として、この間の経過も踏まえ、定期予防接種化されるまでの、経過措置的に市町村へ助成すべきと考えますが、知事の見解を伺います。</p>	<p>子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業についてでございますが、道では、国の臨時特例交付金により基金を設置し、平成22・23年度の2カ年事業として開始したところでありまして、子宮頸がん予防ワクチンは、全ての市町村で、また、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンについては、177の市町村で実施されているところでございます。道におきましては、この子宮頸がん予防ワクチン等の接種に地域間、あるいは経済状況による格差が生じないように、予防接種法上の定期接種化や交付金事業の継続につきまして、全国衛生部長会や北海道医師会との連携を図り要望を行ってきたところでございますが、現在国におきましては、来年度からの定期接種化が困難な状況にありまして、当面の対応として、本</p>

[再質問]

子宮頸がん等の助成についてありますが、「予防接種法上の定期接種化」に期待すると、また、「交付金事業の継続について、国に要望する」との回答でございました。私が聞いたのはですね、最悪の場合、今年度で、全道で 32 億円にもなる国の助成がなくなって、定期接種化もされなかったら、市町村が全てそれを負担するということになるということです。そうなった場合の北海道はどうするのかということです。知事の思いが強い事業であっても、知事公約であっても、最悪の場合は全部市町村にその全て負担していただくというやり方は私は許せない。再度、知事の所見を伺います。

[再々質問]

あまりにも誠意がない答弁だったので、予定はしていませんでしたが、再々質問させていただきます。さきほども言いましたけども、知事が記者会見までして、この子宮頸がんワクチン、いかにも私が北海道の子供達の未来を守るかのごとくやると、宣言をしてやった事業であります。なのにですね、今回知事は「国に対して要請する」だとか、▲北海道としてはなんのリスクも負わないという答弁でありました。自分で言ったことを、最悪、それが市町村の負担となるような状況になった場合には少し負担を考えるべきだというふうに思いますが、改めてこの件についてだけ、再質問させていただきます。

交付金事業の継続を検討しておりますことから、接種事業が中断することがないように、引き続き国に要望して参りたいと考えております。

[再答弁]

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業についてであります。子宮頸がん予防ワクチンやヒブワクチン、肺炎球菌ワクチンは、若い世代の女性や乳幼児の病気の予防に有効なワクチンであり、この予防接種の継続を確保するとともに、早期に予防接種法上の定期接種に位置づけることが極めて重要と認識をいたしているところでございます。現在、国においては、来年度からの定期接種化が困難な状況であるため、当面の措置として、本交付金事業を継続する方向で検討しているところのように承知をいたしてしております。

[再々答弁]

子宮頸がんワクチン接種緊急促進事業についてであります。本事業については、北海道を含め各地からの強い要望をふまえ、国においては継続する方向だと承知をしております。

質問 5 新幹線新函館開業に関する並行在来線問題について	答弁
<p>[1]江差線（五稜郭・木古内間）の並行在来線に関する道の対応について</p> <p>1 並行在来線対策について</p> <p>JR江差線木古内―五稜郭間の並行在来線に関する道の対応についてですが、10月31日開催の第6回北海道道南地域並行在来線対策協議会において、道が示したバス方式での提案、さらには、道と沿線市・町との負担は1対1とする提案に協議会参加市・町から反発があります、さらに、11月17日には渡島管内の沿線自治体の首長会議を開催し意見を聴取したと承知しています。その中で道は、今後の協議のたたき台であり、自治体の意見を聞いて負担割合や地域交通の確保を判断する、との対応をしていますが、知事が先頭に立って進めている、札幌延伸に向けた取組を考えれば、同じく、未着工区間である、北陸、九州と比べて北海道は並行在来線の地域合意が難航している地域と印象づけられる結果につながりかねません。そうならないためにも、木古内―五稜郭間の並行在来線については、早急に決着させなければならない課題です。知事はこれまで、先行している他県の状況を見ながら検討していくと、していましたが、新幹線が生み出す道財政に対する効果を考えれば、他県より、北海道が新幹線に期待することが大きいことは、知事がいちばん理解しているはずであります。この問題を、早急に決着させるため、道の負担割合をすぐにでも沿線自治体以上の割合に変更することを前提に各自治体と協議すべきと考えますが、知事の見解を伺います。</p> <p>2 鉄路の維持について</p> <p>バス転換の提案であります、11月16日には、JR貨物の小林社長の記者会見で鉄路貨物の全国ネットワークの維持を要望され、また、第三セクターが設置された場合は一部出資も検討しているとの発言もあるわけですから、早急に協議し、鉄路維持を前提とした方向に軌道修正すべきと考えますが、知事の見解を伺います。</p>	<p>新幹線新函館開業に関する並行在来線対策に関する財政負担についてであります、道と沿線自治体の負担割合については、三セク鉄道を道内での唯一の事例である「ふるさと銀河線」の設立時における負担割合などを考慮し、道と沿線自治体が同等の負担をするという道の考え方を、10月31日に開催いたしました「道南地域並行在来線対策協議会」でお示ししたところでございます。協議会におきましては、道が更なる負担をすべきとのご意見があったところでありまして、引き続き、それぞれの市や町のご意見を十分に伺いながら、経費圧縮の可能性など、事業形態の検討と併せて、負担のあり方について、検討を行ってまいり考えでございます。</p> <p>北海道新幹線函館開業に伴う並行在来線についてであります、JR北海道から経営分離後の五稜郭―木古内間の事業形態については、利用者の利便性と公共負担の両面から検討し、「バス方式が望ましい」との道の考え方を、今後の協議のスタート台として、去る10月31日に開催をした「道南地域並行在来線対策協議会」において、お示しをしたところ</p>

【再質問】

北海道新幹線の札幌延伸についてですが、これまで、知事が先頭となって沿線自治体と経済界などが一丸となって誘致活動を行ってきたと承知しています。しかしながら、このたび、示された道の考え方は、協議のスタート台と言っても、さきほど知事からも答弁あったとおり、江差線沿線の自治体のほか、札幌までの延伸を予定している自治体からも、道に対する不満の声が上がっています。札幌延伸に向けて、道と沿線自治体が歩調を合わせて取り組んでいかなければならない大切なときですね、このような状況では、延伸に向けて悪影響を及ぼすのではないかと心配をしています。江差線については、今年度中に結論を出すとのことですが、沿線自治体の判断の鍵は道が握っているんです。すぐにでも、道の責任ある負担割合を示し、札幌延伸に係る沿線自治体の不満を払拭すべきと考えます。場合によっては、今年内中にも沿線市町村の並行在来線に係る同意を得なければならないということもあるわけです。同意に向けた調整は道の役割であります。仮に沿線自治体の同意が得られなかった場合、道の責任は大きいと考えますが、道は、札幌延伸に向けてどのように取り組んでいくのか、再度知事の見解を伺い、私の一般質問を終わります。

であります。協議会では、鉄道の維持を強く求めるご意見が出されたところでありまして、道といたしましては、今後の協議に向け、それぞれの市や町のご意見を十分にお伺いをしながら、鉄道方式における経費や圧縮の可能性など、よりきめ細やかな検討を行い、道と沿線自治体が一一致・協力して地域の足を確保することができるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。また、五稜郭―木古内間は、北海道と本州を結ぶ基幹的な貨物路線の一部であり、道としては、貨物輸送を維持するための鉄道の確保に向けて、国やJR貨物などと協議を行ってまいりたいと考えております。

【再答弁】

札幌延伸に向けた取組についてであります。未着工区間の認可着工のためには、並行在来線の経営分離について、沿線自治体の皆さんのご理解が前提となっております。こうした理解を取りまとめる役割を担っている道としては、永年にわたる道民の皆様方の悲願である札幌延伸に向けて整備新幹線のどうほうに関する説明を行うなど、函館―小樽間の沿線自治体が経営分離についてご理解を頂くよう、現在鋭意に取り組んでいるところであり、国において早期に札幌延伸の方針が決定されるよう全力を傾けてまいります。

質問 6 道南農業と地域を支える小規模農家支援について	答弁
<p>道南農業と地域を支える小規模農家に対しての支援について伺います。知事がこだわる地域を守るためには、限界集落と言われる、地域の維持すらできなくなる地域をなくすことであります。今年度実施している集落実態調査の結果により、農村・漁村での支援が必要となることが予想されます。高齢化による人口減少、交通手段の維持困難、買い物・通院などの困難者対策が必要となりますが、そういう地域では小規模農家の存在が地域を守っているという現実があります。小規模農家が多い道南地域では、大規模化や共同化が困難な家族経営規模農業が中心であり、ここに来て、TPP問題もあり、地域の小規模農家は、不安が続いています。道の第4期農業・農村振興推進計画では、小規模農家を含めた多様な形態での農業支援をうたっており、大いに期待するところですが、今後さらに小規模農家の後継者も確保され、営農を続けられることができるための支援が必要と考えますが、知事の見解を伺います。</p> <p>[再質問]</p> <p>小規模農家支援については、農業改良普及センターの役割が重要との答弁でした。私も全く同感であります。小規模農家への支援が引き続きしっかりと実施できるよう農業改良普及センター機能を維持するよう指摘します。</p>	<p>道南農業と地域を支える小規模な農家の支援についてであります。本道においては、様々な自然条件や経済立地等のもとで、地域の特色を活かした多様な農業が展開されており、道南地域のように、土地の制約条件などから、規模拡大が難しい中で、温暖な気候を活かした経営を展開している地域もあるところでございます。今後とも、こうした地域の農業生産を維持・増大をし、集落機能の向上を図るためには、経営管理技術の向上により、生産コストの削減等を図るとともに、野菜、花などの高収益作物の振興や食品加工、直売、ファーム・レストランなどの経営の多角化により、所得と経営の安定を確保することが重要と考えております。このため、道といたしましては、国の中山間地域等直接支払等の支援に加え、農業改良普及センターを通じた技術や経営の指導、施設の導入に必要な資金の貸付等を総合的に推進することにより、小規模であっても、希望をもって営農に取り組むことができる地域農業づくりを支援をしてまいりたいと考えてございます。</p>

質問 7 森林保護事業について	答弁
<p>カラマツやスギなどの植林地においては、植えた苗木の幹が野ねずみに食害される被害が発生しやすく、これまで野ねずみ被害の防除対策としては、国の補助事業を活用し、ヘリコプターによる薬剤散布、いわゆる殺鼠剤空中散布事業を主体に全道的に実施されていると承知しています。このような中で、今年度、渡島や桧山など一部の地域において、殺鼠剤空中散布事業が、航空会社の都合により実施できなかつたところです。貴重な森林資源を野ねずみなどの被害から守るためには、防除対策に万全を期する必要がある、来年度は航空会社確保の支援はもとより、今までどおり全道一円で、殺鼠剤空中散布事業が実施できるよう配慮すべきと考えますが、知事の見解をお伺いいたします。また、殺鼠剤空中散布事業に使用する薬剤について、平成 25 年に農薬登録の期限が満了となりますが、その更新については、多額の費用を要することや、使用量が少ない事などから、難しい状況にあると聞いています。平成 25 年度以降も殺鼠剤空中散布事業が安定的に実施できるよう、道としても関係機関に対して引き続き使用できる体制確保に向けて取り組むべきと考えますが、知事の見解をお伺いいたします。</p>	<p>森林保護事業についてであります。本道では、カラマツなどの人工林において、苗木を野ねずみの被害から守るため、ヘリコプターや人力により、薬剤の散布が行われておりますが、今年度は、一部の地域でヘリコプターが使用できなかったことから、道では、来年度は道内全域で確実に空中散布を実施できるよう関係団体と連携をし、現在、航空会社と協議を進めているところでございます。また、使用している薬剤につきましても、平成 25 年に農薬登録の期限を迎えることになっており、国が指定する検査機関からは、今後、空中散布用として登録を更新する際には、新たな毒性試験等の実施が必要とされているところでございます。こうした状況の中、薬剤メーカーからは、新たな試験に高額な費用を必要とするなど、企業負担のみで空中散布用として登録を更新することは、困難であると聞いており、道といたしましては、今後、市町村等と連携し、空中散布が実施できるよう、農薬登録の更新に対する支援などについて、国に働きかけていく考えでございます。</p>